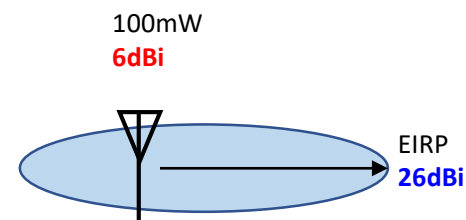
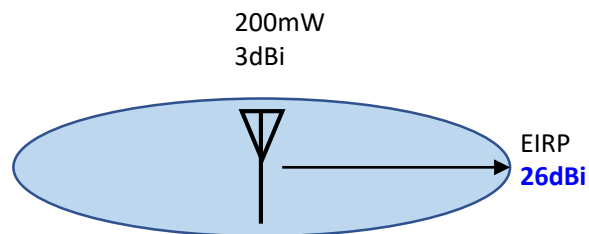


- 現在、ミリ波帯端末の空中線利得は原則20dBi以下とし、一定のEIRP以下の範囲内で空中線利得を補うことが可能となっている。
- 他方、Sub6帯の空中線利得は3dBi以下となっており、ミリ波帯のように一定のEIRP以下の範囲内で利得を上げることは不可となっている。

	Sub6帯 無線設備規則第49条の6の12第1項	ミリ波帯 無線設備規則第49条の6の12第2項
空中線電力	200mW以下	200mW以下
空中線利得 (要約)	3dBi以下	20dBi以下。ただし、EIRPが43dBm以下の場合は、空中線利得を補うことができる。

- 一定のEIRP以下の範囲内で空中線利得を向上させることについては、他の無線局へ与える最大の干渉量は変わらないが、指向方向以外への放射は減ることにより、トータルとしては干渉量が減ると考えられる。また、端末の省電力化にも寄与すると考えられる。
- 検討に際しては、HPUEなど、他の端末の高度化とセットの条件で検討する必要。



Sub6の5Gと共通にアンテナを使用するため、Sub6帯の第4世代も検討対象と想定。
また、最大EIRP値の設定の際には、現在許容されている空中線電力の許容偏差も加味。

(免許不要局など、キャリアセンスを行うシステムに関しては、受信に用いる空中線利得に応じたキャリアセンス閾値の設定が必要であるが、携帯電話端末については特段、そのような点の考慮は不要)